

基準認証政策	253
1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）	253
2. 標準化政策	253
2. 1. 国内標準（JIS）	253
2. 2. 国際標準（ISO/IEC）	254
2. 3. 諸外国との連携	254
2. 4. 標準化人材の育成	255
2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報	256
3. 認証政策	256
3. 1. 国内における適合性評価制度の的確な運用	256
3. 2. 国際的な適合性評価制度に対する取組	257
3. 3. グローバル認証基盤整備事業	257
3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進	257
4. 計量行政・知的基盤整備政策	257
4. 1. 知的基盤の整備	257
4. 2. 知的基盤整備の状況	258
4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応	258
4. 4. 計量行政をめぐる動き	260
4. 5. 計量制度の的確な運用	260
4. 6. 計量行政に係る国際的対応	260
4. 7. 計量行政に関する普及・広報	261
4. 8. 計量行政審議会の活動	261

基準認証政策

1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）

経済社会におけるグローバル化の進展や技術の進歩に伴い、我が国の標準化を取り巻く環境は著しく変化している。国際的な環境変化を機敏に捉え、迅速かつ柔軟に対応するとともに、産業競争力を強化する視点から、標準化戦略の重要性が高まっている。

このような背景の下、「日本再興戦略 改訂 2016」（2016年6月20日閣議決定）において、「第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進」として社会システムや欧米や中国・韓国による国際標準化活動の動きも踏まえつつ、我が国の優れた技術の国際標準化を一層促進していき、さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）をはじめとする国立研究開発法人が対象となる案件に係る計画作成や工程管理を行うなど国際標準化を推進する体制を政府主導で整備することとなった。

また、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（2016年6月28日閣議決定）においては「特定法人の技術的知見が活用できるテーマであり、かつ、戦略的に重要な研究開発テーマや産業横断的なテーマ」については特定法人が主導し民間企業等と連携して体制を整備することとされた。

そうした中、第4次産業革命に関連する重要分野として、サプライチェーン全体を機器・製品レベルでネットワーク化する「スマートマニュファクチャリング」に関連する標準化については、業種横断的であることから、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）などを中心として、取り組みはじめた。

そのほか、世界的な市場が期待される再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築のために機器・システムの安全性や性能について認められる必要な試験・認証基盤が必要である。しかし、国内において大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池の性能・安全に関する試験・評価を行う施設が存在しないことから、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所において大型パワーコンディショナーの試験・評価施設を、独立行政法人製品評価技術基盤機構において大型蓄電池の試験・評価施設の運用を2016年4月から開始した。

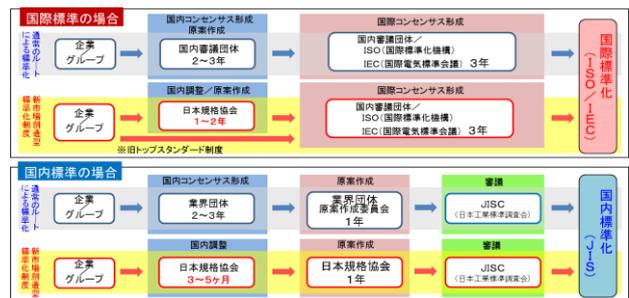
また、2017年1月に、産官学から構成される標準化官民戦略会議人材育成WGにおいて、「標準化人材を育成する

3つのアクションプラン」を作成した。今後、工程表に基づき、フォローアップを実施していく。

2014年7月に創設した「新市場創造型標準化制度」において、2016年度末までに中堅・中小企業を含む特定企業から提案された25件の案について国内標準化、1件の案について国際標準化を行うことが決定し、2016年度で5件JIS化された。

（参考）新市場創造型標準化制度について

新市場の創造や産業競争力の強化につながる戦略的な標準化の推進のため、2014年5月に「標準化官民戦略」を策定し、官民が緊密に連携して取り組むべき具体策をとりまとめた。本戦略に基づき、複数の関係団体に跨がる融合技術や中堅・中小企業を含む特定の企業が保有する先端技術の迅速な国内標準化（JIS化）や国際標準化提案を可能にする「新市場創造型標準化制度」を創設した。



2. 標準化政策

2. 1. 国内標準（JIS）

2016年度における日本工業規格（JIS）の制定・改正については、日本工業標準調査会（JIS C）標準第一部会、標準第二部会です承された「平成28年度工業標準化審議予定一覧」等に基づき、官民の役割分担を明確にするとの基本的な考え方の下、重点化・優先順位付けを行い、着実に進めた。

具体的には、一般照明用電球形蛍光灯の更なる安全性向上のために、JIS C7620-1（一般照明用電球形蛍光灯-第1部：安全仕様）の改正、水素スタンドで使用可能な高強度材料の使用条件を拡大するため、高圧ガス保安法に用いられている圧力容器の構造に関するJIS B8265（圧力容器の構造 - 一般事項）を改正するなど、JIS整備を進めた。

上記のような重点的取組により、2016年度中に制定159件、改正358件のJ I Sを公示した。2017年3月末現在、10,616件が制定されている。

2. 2. 国際標準 (I S O / I E C)

(1) 戦略的国際標準化の推進

我が国産業界の国際競争力を強化する観点から、国際標準化機構 (I S O) 及び国際電気標準会議 (I E C) における戦略的な国際標準化の推進が重要であり、次のような取組を行った。

○外装タイル用の接着剤に関する国際標準化

外装タイル張り工法は、従来、タイルをモルタルで外壁に張り付けることにより施工されてきたが、温度変化等により、タイルがはく離・はく落する課題があった。それを解決する代替工法として、接着剤張り工法が開発され、2006年に有機系接着剤のJ I S A5557 (外装タイル張り用有機系接着剤) を制定した。このJ I Sを基に、I S O / T C 189 (セラミックタイル) に日本から提案し、国際標準化活動を進めた結果、2016年10月に国際規格 (I S O 14448 (Low modulus adhesives for exterior tile finishing)) として発行された。

○電気エネルギー貯蔵システムに関する国際標準化

電気エネルギー貯蔵システムに関する評価方法の検討・開発はI E Cにおいて、個別の機器 (蓄電池、電力変換装置等) 毎にそれぞれの専門委員会 (T C) で議論されてきたが、電気エネルギー貯蔵システム全体についての国際規格開発を行うT C (I E C / T C 120) が我が国の提案により2012年10月に設立され標準化活動を進めてきた。当該T Cにおいて、我が国が幹事国として、蓄電池を使用した電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する規格を2016年4月に提案し採択され、国際規格原案の作成に向けて準備を進めた。

(2) I S O / I E C 総会、理事会等の上層委員会への積極的対応

I S O における総会、理事会、技術管理評議会 (T M B) 、適合性評価委員会 (C A S C O) 、 I E C における総会、評議会、標準管理評議会 (S M B) 、適合性評価評議会 (C A B) 、市場戦略評議会 (M S B) 等の上層委員会に対しては、委員会に積極的に参加し、我が国の意見が適切に反

映されるよう努めた

上層活動への人的貢献及び関与としては、I E C については、パナソニック株式会社の野村淳二氏が会長 (任期 : 2014年~2016年) を務め、2017年1月からは前会長職を務めている。さらに、継続的に評議会、S M B 、 C A B 、 M S B に委員を派遣している。I S O についても、継続的にI S O 理事会、T M B に常任メンバーとして委員を派遣している。

2. 3. 諸外国との連携

(1) 多国間標準化協力

(ア) 太平洋地域標準会議 (P A S C)

I S O / I E C 等の国際標準化活動における環太平洋地域の連携強化及び参加促進を目的とし、1972年に米国の提唱により発足した。2016年3月末時点で、24の国・地域が加盟している。2016年5月には、第39回総会がインドネシア・バリにて開催され、I S O / I E C 等の国際標準化活動や地域標準化活動等の最近の動向及び個別分野における協力のための情報交換等を行った。

(イ) A P E C / 基準・適合性小委員会 (S C S C)

A P E C エコノミー間で基準認証分野に関する意見交換及び協力を行うことを目的とし、1994年に発足した。

2016年8月にペルー・リマにてA P E C 2016 / S C S C 2 (2016年第2回S C S C 会合) が、2017年2月には、ベトナム・ニャチャンにてA P E C 2017 / S C S C 1 (2017年第1回S C S C 会合) が開催され、我が国よりW T O / T B T 委員会の動向やV A P (規格整合化調査) の取組、M F C A (マテリアルフローコスト会計) 及び抗菌性能試験方法のI S O 規格に関するA P E C プロジェクトの進捗状況の発表等を行った。

(ウ) A C C S Q - M E T I

我が国とA S E A N との間で基準認証分野に関する意見交換を行うことを目的に、1999年にA C C S Q - M E T I が発足した。

本小委員会のA S E A N 側の参加者は、アセアン品質標準諮問委員会 (A C C S Q) のメンバーである。

2016年度は、2016年9月にA J C E P (日・A S E A N 包括的経済連携協定) の枠組におけるS C - S T R A C A P (任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会) として開催され、双方が関心を有する分野にお

る標準化活動に関する情報・意見交換を行った。

(エ) 北東アジア標準協力フォーラム

日中韓3か国の標準化活動における連携強化及び個別分野での協力の推進を目的とし、3か国の標準化機関、その他民間団体等からの出席の下、北東アジア標準協力フォーラムが2002年から毎年開催されている。2016年7月には、第15回会合を松江にて開催し、ISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する意見交換を行った。

(2) 二国間等標準化協力

(ア) CEN/CENELEC/JISC協力協定

日欧間で規格策定等の情報交換を行うことを目的に、我が国とCEN、CENELECとの間でそれぞれ覚書(MoU)を締結していたが、欧州側より日欧標準化機関間のより一層の協力関係を構築することを目的とした両協論文書の一本化の要望を受け、2014年11月にCEN/CENELEC/JISC協力協定が締結された。

2017年1月に、東京において、CEN/CENELECとJISCとの会合を開催し、サービス分野の標準化や標準開発のデジタル化などについて意見交換を行った。

(イ) 日中標準化協力ダイアログ

中国国家質量監督検疫総局(AQSIQ)国家標準化管理委員会(SAC)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等国際標準化活動における協力・連携等を目的とし、2007年から日中標準化協力ダイアログを実施している。2016年7月の第15回北東アジア標準協力フォーラムに併せて第9回会合を開催し、両国の基準認証分野における関連政策・活動及びISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する意見交換を行った。

(ウ) 日韓基準認証定期協議

韓国産業通商資源部(MOTIE)技術標準院(KATS)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等の国際標準化活動に係る課題及び個別分野の標準化活動における協力・連携等を目的とし、1979年から日韓基準認証定期協議を実施している。2016年7月の第15回北東アジア標準協力フォーラムに併せて第33回会合を開催し、両国の基準認証分野における関連政策・活動及びISO/IEC等の国際標準化活動における個別

分野の協力に関する意見交換を行った。

(3) 基準認証協力プロジェクト

(ア) 分野別標準化プロジェクト

アジア市場において事業を展開する日系企業を支援するとともに、二国間協力を強化することを目的として、ASEAN諸国を対象に分野別標準化プロジェクトを実施した。

ベトナムにおいては、エアコン・冷蔵庫の省エネラベル制度促進のため、試験機関の能力向上を目的としたプロジェクトを2013年度から実施し、2016年度に完了した。

インドネシア及びベトナムにおいては、遮熱塗料や節水トイレの性能評価方法といったグリーン建材の規格について、規格作成等の技術的支援を行った。また、ICカード普及に向けた国際規格のワークショップを実施した。

(イ) JICA課題別研修

2016年12月にインドネシア・ラオス・マレーシア・ベトナムを対象として、独立行政法人国際協力機構(JICA)の枠組によって、電気電子分野における国際標準・認証の活用を目的とした研修を行った。

(4) WTO/TBT委員会

標準化を含む基準認証分野における政府間の国際的なルールについて規定する、WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)に基づき、同協定の実施及び運用を目的としたTBT委員会が年に3回程度開催されており、我が国として2016年度も引き続き同委員会での積極的な発言等を行った。

2. 4. 標準化人材の育成

我が国の国際標準化活動の強化に当たっては、国際標準化人材の育成が不可欠である。ISOやIECなどの国際標準制定の会議に実際に出席する国際標準化の専門家には、専門分野の技術的知識だけでなく、語学力や交渉力、国際標準の制定や周辺動向にかかる多様な知識が必要とされる。このため、以下の取組を実施した。

若手人材等を対象として、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力等の国際標準化実務の遂行に必要な能力を有する人材の育成を目的とした研修を、ISO/IEC分野について引き続き実施した。

また、次世代国際標準化人材の育成及び標準化の基礎知

識を有する人材の裾野拡大のため、大学への講師派遣（2017年3月末時点で延べ12大学（大阪大学、電気通信大学、日本工業大学等））、を実施した。

さらに、2017年1月に、産官学から構成される標準化官民戦略会議標準化人材育成WGにおいて、「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」を策定した。本アクションプランでは、第4次産業革命の進展とともに、国際標準化の位置付けが大きく変化する中、「標準化人材」の範囲を、エンジニアを中心とする標準化専門家だけでなく、ルール形成を担う経営層や、社内の他部門や外部の専門人材など企業の標準化を支援する層にも広げて捉えるという概念を打ち出し、それらの人材の育成・確保のために企業が取るべき具体的なアクションを掲げている。

加えて、2017年3月に、日本規格協会と連携し、規格の開発に関する専門的な知識を有し、それらに参画する力量を有することを示す「規格開発エキスパート」資格制度を開始した。

2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報

基準認証政策への理解の増進及び制度の活用促進を図るためには、普及・広報活動が重要である。

毎年、工業標準化推進月間である10月に工業標準化事業表彰を行っている。2016年度は、国際電気標準会議（IEC）において近年の技術革新を踏まえ、スマートシティに関する委員会を設立し、日本が初代議長を獲得し、日本主導の標準化を推進したり、国際電気標準会議（IEC）会長を3年にわたり務めるなど、我が国の国際標準化活動の推進に極めて顕著な功績のあった野村氏に対し内閣総理大臣表彰を、工業標準化事業に率先して取り組み、その功績が顕著な個人20名及び1組織に経済産業大臣表彰を、さらに、国際標準化活動等を幅広い側面から支える関係者34名に対して産業技術環境局長表彰（国際標準化貢献者表彰、国際標準化奨励者表彰、工業標準化功労者表彰）を行った。

その他、工業標準化推進月間においては、ポスターの全国配布、政府広報オンラインや「標準化と品質管理」全国大会・地区大会（一般財団法人日本規格協会主催）における講演等を実施した。

また、中小企業や地域支援機関等へ向けた標準化活用のためのセミナーやパンフレットの配布を行ったほか、主に

児童向けに子ども霞が関見学ツアーへの出展など、積極的に普及・広報活動を行った。諸外国むけに工業標準調査会のアニュアルレポートを英語でまとめ、配布した。

3. 認証政策

3. 1. 国内における適合性評価制度的確な運用

(1) J I Sマーク表示制度

(ア) 制度の概要

工業標準化法によるJ I Sマーク表示制度は、品質等をJ I Sで具体的に規定し、これに適合する製品やその包装等には、J I S適合品であることを示す特別な表示（J I Sマーク）を付けることができる制度であり、製品の取引・使用・消費の合理化等を目的としている。

2017年3月末時点で約1,400の規格が認証の対象となっており、約8,600件が認証されている。

(イ) 制度の信頼性確保の取組

J I Sマーク表示制度では、国は登録認証機関に対する監督措置（報告徴収、立入検査等）を実施することとされており、認証取得事業者に対する監督については一義的に登録認証機関にその責務がある。これに加え、国も認証取得事業者に対して必要に応じて報告徴収、立入検査及び表示の除去命令を行うことができ、J I Sマーク制度の信頼性を確保することとしている。

2016年度も違反工場への厳格な対応、認証取得事業者に対する立入検査、試買検査の実施、J I Sマーク表示制度に関するブロックセミナー（国内11地域及び韓国）等を実施した。

(2) J N L A制度

工業標準化法に基づく試験所登録制度（J N L A制度）は、試験成績書の信頼性確保を目的として、試験所の能力に関する要求事項を規定した国際規格（ISO/IEC 17025）に適合する試験事業者を登録する制度である。登録の対象となる試験方法はJ I Sの試験方法であり、登録された試験方法の範囲内において、特別な標章（ロゴ）付きの試験成績表（証明書）を発行することができる。2016年度は、土木建築分野、電気分野を中心に8件の新規登録があった。なお、2017年3月末時点での登録試験事業者数は226である。

3. 2. 国際的な適合性評価制度に対する取組

I SO9001 (品質) や I SO14001 (環境) といった、企業の組織管理に関する要求事項を定めたマネジメントシステム規格の適合性を評価するマネジメントシステム認証は、国際的にも普及している代表的な認証制度である。近年では、I SO50001 (エネルギー)、I SO22301 (事業継続) 等、I SOやIECにおける規格開発に伴って、新たな分野における認証サービスの提供が行われている。我が国では90年代前半からマネジメントシステムに関する認証が導入され、2017年3月現在、国内で約40の認証機関が民間の認定機関(公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)等)の下に活動している。また、日本国内ではI SO9001については約47,000、I SO14001については約26,000の組織が認証を受けている(I SO survey 2015より)。

3. 3. グローバル認証基盤整備事業

世界的な市場拡大が期待される再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築のためには、機器・システムの安全性や性能について国際的に認められることが重要であり、そのための試験・評価を行うことのできる認証基盤が必要である。

他方、国内においては、大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池の性能・安全性に関する試験、評価を行う施設が存在しないことから、国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)福島再生可能エネルギー研究所において大型パワーコンディショナーの試験・評価施設を、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において大型蓄電池の試験・評価施設を整備し、両施設とも2016年4月から運用を開始した。2016年度は、産総研において12件の共同研究/認証実験、NITEにおいて20社73件の試験を実施した。

3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進

貿易の円滑化のため、輸出国側で行われた適合性評価手続を輸入国側で活用する制度の一つとして、政府間の相互承認協定(MRA)がある。相互承認協定とは、安全確保等を目的として製品等に対して設定される技術基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の第三者適合性評価機関(CAB)が輸入国側の技術基

準及び適合性評価手続に基づいて評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れることとする協定である。輸出事業者にとっては、適合性評価手続を自国内で終了させることができるため、時間とコスト両方の削減が見込まれる。2017年3月末現在、電気製品分野においては、EU、シンガポール、タイ及びフィリピンとの間で相互承認に係る協定を締結している。

4. 計量行政・知的基盤整備政策

4. 1. 知的基盤の整備

知的基盤とは、研究開発を始めとする知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用されるもの(研究用材料、計量標準、計測・分析・試験評価に係る方法及びそれらに係る先端的機器並びにこれらに関連するデータベース等)である。

第4期科学技術基本計画(2011年8月閣議決定)に基づき、産業構造審議会・日本工業標準調査会の合同会議である知的基盤整備特別委員会において取りまとめた第2期知的基盤整備計画では、「計量標準」「微生物遺伝資源」及び「地質情報」の3分野の新たな整備計画・具体的な利用促進方策について、それぞれの整備実施機関において次のように整備することとされている。

計量標準については、ユーザーニーズを踏まえた物理標準、標準物質の整備を前提に、整備計画の定期的な見直しとともに、整備された成果を評価する等のPDCAサイクルの実施や、官民の役割分担として民間の役割の拡大、計量法トレーサビリティ制度(JCSS)運用の改善を図ることとした。また、中堅・中小企業の利用を促進するため、中堅・中小企業に対する支援、利用促進に向けた環境整備、競争力強化と利便性向上に資する技術支援等を進めていくこととした。

微生物遺伝資源については、その整備に当たって、質・量ともに世界トップクラスを目指すものとし、中堅・中小企業の利用を促進することを前提に、中堅・中小企業の支援、利用促進に向けた環境整備、バックアップ拠点の整備、既存ユーザーの支援等を進めていくこととした。

地質情報については、その整備に当たって防災等の基礎となる地質情報の充実を図るとともに、一般国民等にも分

かりやすく使いやすい地質情報の提供、専門家・事業者による2次利用の促進等を進めていくこととした。

2017年3月に開催した知的基盤整備特別小委員会では、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画を踏まえた知的基盤整備の実施状況について確認と見直しを行ったところである。

4. 2. 知的基盤整備の状況

(1) 計量標準分野（物理標準、標準物質）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）計量標準総合センターにおいて、物理標準については、半導体の製造プロセスの品質管理やがん治療薬の治療精度向上のための物理標準等9件を開発した。更に新たなニーズに対応するため、力計の物理標準を追加開発することとした。また、標準物質については、水道水質基準対応のため需要が増している標準物質等120物質を開発した。

(2) 微生物遺伝資源分野（産業有用微生物等）

バイオテクノロジーの基盤を成すものとして独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に生物遺伝資源機関を設置し、2015年までに産業有用微生物約8.9万株等の遺伝資源提供を可能とする体制を確立した。2016年度には微生物約0.2万株を追加整備し、これまでに整備したものと合わせ、微生物約9.1万株の生物遺伝資源を整備した。

また、2016年度は延べ約1.5万株の微生物を企業等へ提供した。

地震等災害発生時に、企業等が保有する生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源をバックアップする体制を確立し、2016年度には企業等から1,010株のバックアップを受け入れ、これまでに受け入れたものと合わせ、2,984株を保管した。

(3) 地質情報分野（地質図、海洋地質図、活断層図、火山地質図等）

地質分野の知的基盤については、産総研地質調査総合センターにおいて整備を実施しており、2016年度には、5万分の1地質図幅を4区画（播州赤穂、母島列島、新潟及び内野）出版した。ウェブ公開している20万分の1日本シームレス地質図については、データの更新を行った。ま

た、次世代シームレス地質図については、β版の公開を行った。

沿岸域地質情報については、駿河湾北部沿岸域の海陸シームレス地質情報集を出版した。海洋地質図については1枚（見島沖海底地質図）を出版し、また、南西諸島周辺海域の海洋地質調査を継続して実施した。

活断層データベースについては、公表されている論文・報告書の中から活断層の活動性評価に関する重要な情報を含む資料を選定し、陸域8断層帯及び海域2断層帯についての性状、活動履歴を抽出してウェブ公開中のデータベースへ追加入力した。2016年4月に熊本地震が発生した際には、この地震の震源断層にあたる活断層のページへのリンクをウェブサイトのトップページに配置する措置を取った。また、データベースのセキュリティ向上と操作性・表示機能強化のための改修・改善作業を実施した。

火山地質情報については、富士火山地質図を約50年ぶりに全面改定、出版し、火山データベースで富士山に関する活火山データを公開した。また、阿蘇山噴火及び西之島噴火では、火山噴出物の物質科学的研究を実施した。

水文環境図については、「大阪平野」の作成を進めた。また、新潟平野・勇払平野の調査を開始した。2016年3月（2015年度）に出版した「富士山」について、成果をよりわかりやすくかつ効果的に社会に伝えるために、3次元プロジェクションマッピングとして利用できるよう作業を進めた。

4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応

(1) 計量標準分野における国際的対応の強化

(ア) 国際度量衡委員会相互承認協定（CIPM MRA）

国家計量標準機関の維持する計量標準の世界的な同等性を確立し、同機関が発行する校正・測定証明書相互承認を提供するため、メートル条約のもとに設置された国際度量衡委員会において、1999年10月に「国際度量衡委員会相互承認協定」（CIPM MRA）が結ばれた。2017年3月末現在、CIPM MRAの署名機関は102計量標準機関（98か国・4国際機関から）となっている。

また、CIPM MRAに基づくものを含め、計量標準の国際的な同等性を確保するために必要となる国際比較については、2016年度に24件実施した。

(イ) アジア太平洋計量計画（APMP）

A P M Pはアジア太平洋地域の計量標準の水準向上を図る機関として設立され、近年ではC I P Mの地域計量組織として計量標準の相互承認等に係る活動も行っている。第31回総会は、2016年11月、ベトナムにおいて開催され、メートル条約のもとでのグローバルな相互承認協定(C I P M M R A)のアジア太平洋地域における発展に向けて活発な議論が行われた。また、今総会から3年間、日本(産総研)が議長国に選出された。総会の他、分野ごとに技術課題やA P M Pでの活動計画について議論が行われた。

(ウ) 日中計量標準会議

日中計量標準協力を促進するため、2001年9月に中国国家質量監督検閲検疫総局の計量司との間で二国間の覚書を締結し(2006年、2012年に更新)、定期的な会議を開催してきた。2015年に第11回会議が東京で開催されたが、2016年には開催されていない。

(エ) 国際計量研究連絡委員会

1977年、メートル条約及び国際法定計量機関(O I M L)を設立する条約に基づく国際活動に対する国内関係者の情報交換及び調整を行う委員会として、国際計量研究連絡委員会が設置された。2016年度は、2016年9月及び2017年3月に委員会が開催され、9月にはメートル条約関連組織の活動状況、分科会活動状況等について、3月にはメートル条約関連組織の活動状況、国際単位系改定状況等について議論が行われた。

(2) 地質情報分野における国際対応の強化

東・東南アジア地球科学計画調整委員会(C C O P)加盟国を始めとするアジア各国の地質調査関係政府機関と連携し、東アジア地域の地質とテクトニクス、活断層、地震の震央と震源域の分布、主要地震の犠牲者、津波災害、火山の分布、カルデラ、降下火山灰と大規模火砕流、主要火山の犠牲者について取りまとめた「東アジア地域地震火山災害情報図」を出版した。また、これらの情報を2017年度中にアジア太平洋地域地震火山ハザード情報システム上で公開するべく作業を進めた。

東・東南アジア諸国で出版された各種の数値情報をウェブ上で公開し共有化を促進するため、C C O Pの活動として産総研主導による地質情報総合共有システムプロジェクトを開始した。総合共有システムを開発し、各国のデー

タの試験公開を開始するとともに、C C O P加盟国の地質情報担当者への技術指導を行った。

(3) 微生物遺伝資源分野における国際対応の強化

N I T Eではアジア6か国(モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国、韓国)の機関と締結している包括的覚書(M O U)に基づき、共同研究契約書を取り交わした上でモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムから日本に移転した微生物を、国内企業等に対し提供した。さらに、ミャンマーにおいては、企業等と共に食品や農業等に係わる産業有用な微生物を現地で分離し、日本へ移転した。また、モンゴル、ミャンマー、タイにおいて、微生物学の講義・実習を実施した。

N I T Eが事務局を務める「微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム(A C M)」は、2016年度、新たに2機関が加わり、加盟数が14か国・地域の25機関となった。11月にインド・チャンディイーガルにおいて年次大会の開催を支援するとともに、A C Mの活動に関する情報をとりまとめ、A C Mのホームページの更新を行う等、ユーザビリティの向上に貢献した。さらに、N I T Eが中心となりA C M加盟生物遺伝資源機関(B R C)の運営能力底上げに資する新タスクフォースを設立した。また、9月に開催された世界微生物データセンター(W D C M)主催シンポジウムに参加し、N I T Eの取組とA C Mのタスクフォースで協議している国際微生物株移転システム(N I E M A)について発表した。6月に韓国で開催された韓国タイプカルチャーコレクションとの会合でN I T Eの二国間連携の取組について発表した。

12月に開催された第13回生物多様性条約締約国会議(C O P)に出席し、N I T Eの業務に関連する名古屋議定書及びカルタヘナ議定書に係る議論の把握や、各国の取組状況についての情報収集を行うとともに、政府代表団の一員として生物多様性条約全体の情報収集及び締約国会議における協議に参加、貢献した。また、環境省や独立行政法人国際協力機構(J I C A)とともにサイドイベントを開催し、N I T Eの二国間事業及び多国間連携(A C M)のPRを行った。C O Pを含む各種会議への参加を通じて、微生物資源の利用に関する各国法規制情報とその運用実態に関する情報を収集し分析。3つの国・地域(タイ、ミャンマー、E U)についての規制法等とその運用実態をホ

ームページで公開した。

4. 4. 計量行政をめぐる動き

経済活動、産業活動、国民生活にとって、適正な計量が行われることは必要不可欠であり、「計量法」においては、経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量関係機関の連携の下、着実に適正な計量の実施を確保するため、各制度が規定されているが、経済・社会のニーズの変化に対応した見直し等が必要である。

2016年度においては、5月に経済産業大臣が計量行政審議会に対し、今後の計量法の施行の在り方について諮問を行い、計量審議会にて議論が行われた。当該議論を踏まえ、計量行政審議会は、11月1日に、計量行政審議会答申をとりまとめ、次なる10年に向けて今後の展望を見据えた取り組むべき方向性を示した。このうち、短期に取り組むべき事項として示された事項について、計量法関係政省令の改正へ向けて検討を行った。

4. 5. 計量制度的的確な運用

(1) 特定計量証明事業認定制度（MLAP）の的確な運用

特定計量証明事業認定制度（MLAP）はダイオキシン類等極微量物質の計量証明の信頼性の向上を図るため、2001年6月の計量法の改正により導入され、2002年4月に施行された認定制度である。制度創設後、認定数は順調に伸びたものの、その後、減少傾向に転じ、2016年度末の特定計量証明事業者数は90事業者となり、前年度末の93事業者から更に減少した。

(2) 計量法トレーサビリティ制度（JCSS）の推進

計量法トレーサビリティ制度（JCSS）は、国家計量標準の整備と校正機関の審査・登録により、校正の国家計量標準へのトレーサビリティを確保する制度である。この制度は1988年4月の計量法の改正により導入され、1993年11月に施行された。登録事業所数は増加傾向が続いてきたが、2013年度末に260事業所となって以来は同程度の水準で推移し、2016年度末における登録事業所数は261事業所となった（前年度末263事業所）。また、2016年度のJCSS校正証明書の発行件数は532,109件となり（前年度497,761件）、増加傾向が続いている。

(3) 計量士国家試験、計量士の登録等の着実な実施

特定計量器の検定・検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有する者として、国家試験に合格する等の基準を満たした者に対し、計量士の資格を付与している。計量士は一般計量士と環境計量士（濃度関係、騒音・振動関係）からなる。

2017年3月に、第67回計量士国家試験を実施した（7,492名が出願）。

2016年度の計量士の登録者数は、一般計量士92名、環境計量士（濃度関係）385名、環境計量士（騒音・振動関係）106名であり、計583名が登録を行った。

(4) 適切な法令の解釈・運用、地方自治体、独立行政法人等との連携の強化等

経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量行政関係機関からなる全国計量行政会議を2017年2月に開催した。また、同会議の下部組織となる法令解釈委員会、技術委員会、適正計量委員会を開催し、関係諸機関と緊密な連携の下で「計量法」の的確な解釈・運用を推進するとともに、「計量法関係法令の解釈運用等について」の改正を行った。

4. 6. 計量行政に係る国際的対応

(1) 特定計量器の技術基準の国際整合化

技術革新や国際整合化等に柔軟に対応することを目的に、特定計量器等の技術的基準を定めている特定計量器検定検査規則（検則）等の省令をJIS化し、これを引用することを進めており、2015年度に全特定計量器の技術基準がJIS化された。引き続き、技術革新及び国際整合化等の観点から必要に応じて引用したJISに関する改正の検討を行っており、2016年度は積算熱量計等の3器種について改正の検討を行った。

(2) 国際法定計量機関（OIML）への対応

国際法定計量機関（OIML）の国際勧告、国際文書等の審議に対応するため、国内に国際法定計量調査研究委員会を組織し、我が国提案を反映させるべく取り組んだ。また、2016年10月にフランスのストラスブールで開催された第15回国際法定計量会議（OIMLの最高決議機関。4年に1回開催。）第51回国際法定計量委員会（OIML

の執行機関（C I M L）年次委員会。毎年1回開催。）においては、2017年から2020年の各国の分担金や予算案、「包装商品の内容量」等の四つの国際勧告案及び「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」、「非自動車はかり」等八つの国際勧告等の改定又は策定のためのプロジェクトの承認がなされた。「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」については、当該国際勧告に水素燃料計量システムも適用させるために、我が国が改定を提案したものである。さらに、O I M Lの証明書制度について、M A A（計量器型式証明書の相互受入取り決め）制度に替わる新しい証明書制度（O I M L-C S）に関する基本方針の承認がなされた。

（3）アジア太平洋法定計量フォーラム（A P L M F）への対応

2016年11月に、我が国東京で第23回アジア太平洋法定計量フォーラム（A P L M F）総会が開催され、各加盟経済圏や各作業部会（W G）等からの活動報告等が行われた。

（4）日韓法定計量委員会

2001年に締結された産総研計量標準総合センター（N M I J）と韓国技術標準院（K A T S）との覚書（2012年2月に更新）に基づき、2016年9月、第39回日韓法定計量協力委員会が韓国の済州島で開催された。我が国における計量制度の見直しの状況、日韓双方の計量法関連の執行状況及び国際整合への対応状況等について議論を交わした。

4. 7. 計量行政に関する普及・広報

計量に関する知識の普及・向上を図るため、11月を「計量強調月間」、11月1日を「計量記念日」としている。2016年11月1日に計量記念日式典及び計量関係団体等と協力して「計量記念日全国大会」を開催した。

計量記念日式典では、経済産業大臣表彰として計量関係功労者11名、産業技術環境局長表彰として計量制度運営等貢献者16名を表彰した。

4. 8. 計量行政審議会の活動

計量行政審議会は、経済産業大臣の諮問機関であり、計量単位や特定計量器の検定、計量標準、計量士といった計

量法に基づく必要な事項等を調査審議している。

2016年度においては、5月の経済産業大臣からの計量行政審議会会長への諮問に基づき、5月から8月にかけて、総会を2回、基本部会を3回開催し、昨今の技術の進展、計量行政を取り巻く社会環境の変化に的確に対応する観点から、今後の計量法の施行の在り方について議論した。当該議論を踏まえ、11月1日には、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項等の再整理・明確化、の三つの視点から、改善が必要と考えられる論点を整理した計量行政審議会答申をとりまとめ、計量制度の見直しの方向性を示した。